

新住居表示「神武原」誕生!!

広報うみ9月号に掲載していましたが、10月22日(土)に住居表示を実施します。「神武原一丁目～六丁目」、併せて「ゆりが丘七丁目」を新設します。神武原の郵便番号は「811-2129」、ゆりが丘は「811-2108」となります。

住居表示実施により、ご自身で住所の変更手続きをしていただく必要があります。皆さまにはお手数をおかけしますがご理解ご協力をお願いします。

【自動的に変更となるもの】(主な例)

- 住民票、戸籍、印鑑登録および選挙人名簿など役場備え付けの公簿類
- 土地・建物の不動産登記簿の表題部の所在地の表示

【ご自身で手続きが必要なもの】(主な例)

- 運転免許証、自動車・バイクの検査証の住所変更
 - マイナンバーカード・通知カード・住基カード(写真有)の住所変更
 - 不動産登記簿に記載されている所有者名義人の住所変更
 - 会社などの法人および代表者の住所変更
- ※登記において、住居表示実施による住所変更は無料です。
※上記はあくまでも一例です。お手数ですが、その他についてはご確認のうえ、変更のお手続きを行ってください。

【証明書発行について】

- 各種手続きに使用する「住居表示変更証明書」は10月24日(月)から住民課で発行します。必要な際は本人確認ができる身分証をお持ちください。
- また、11月6日(日)9時～17時は、マイナンバーカード・通知カード・住基カードの住所変更および住居表示変更証明書発行のため開庁します。

【自動交付機について】

- 住居表示の実施に伴い、10月22日(土)は役場備え付けの証明書自動交付機が利用できません。また、志免町・粕屋町においても宇美町の証明書は発行できませんのでご注意ください。



問い合わせ

住居表示に関すること 住民課 住民係 ☎934-2241
商業・法人登記に関すること 福岡法務局本局法人登記部門 ☎721-9306

住居表示新町界・新町名および街区割図



住居表示新町界・新町名および街区割図

